

令和5年度第2回庄内町文化財保護審議会 会議録

- 1 開催日時 令和5年9月26日（火） 9時25分～11時15分
- 2 開催場所 庄内町役場B棟2階 会議室1
- 3 出席委員 池田孝一、坂本慶治、佐藤 浩、志田重一、菅原恵美子、菅原昭治、長南敬之
- 4 欠席委員 澤田美代治、渡部厚生
- 5 事務局 社会教育課長、社会教育課主査兼社会教育係長、社会教育係主任

進行：社会教育課長

1 開 会 社会教育課長

2 会長あいさつ 志田会長

3 報 告（座長：会長）

(1) 指定文化財候補物件（甲冑等）の調査について

《資料により事務局報告》

上朝丸八幡神社の甲冑等調査（指定文化財としての価値・可能性等）を、山形県文化財保護審議会委員（工芸品担当）高橋あけみ先生から10月18日（水）に庄内町へおいでいただき実施する。

(2) 令和5年度郷土の名木・古木等保全事業について

《資料により事務局報告》

（公財）やまがた森林と緑の推進機構事業で、樹木医による診断カルテを作成するもの。沢新田建部神社のケヤキで事業申請している。

(3) 山形県指定文化財保存実態調査について

《資料により事務局報告》

県博物館・文化財活用課の調査で、県指定文化財である樹木の緊急度を調査し、緊急性の有無を把握するもの。払田の地蔵のマツで実施し、緊急度は低（総合評価B）。調査の結果、生育は良好、破れたウレタンについては、通気性をよくするためにステンレス網にしたほうがよいこと、土壌改良についても共生菌が生えているなど環境が良く、必要ないといった結果だった。

(4) 令和5年度庄内町指定文化財補助金について

《資料により事務局報告》

「有栖川熾仁親王書 八幡宮」本紙（掛軸）の修繕及び洗い仕立て直しを実施。余目祭り前には修繕完了した。

4 協 議（座長：会長）

(1) 調査審議（庄内町歴史民俗資料館の今後の方向性について）

《資料により事務局説明》

調査審議結果報告書（案）を事前に各委員へ送付済。修正点等意見をいただきたい。

【副会長】11行目「民俗資料」を「歴史民俗資料」とすべき。また、「本来あるべき地域へ返し、活用を図っていく。」とあるが、清川大庄屋御居間や砂金掘り資料以外にもその他の歴史民俗

資料が多数あるので、「あるべき地域へ返し」の後に、「その他の資料は、亀ノ尾の里資料館で保存活用すべきである。」と追加した方がわかりやすい。

- 【会長】「町の財政面なども踏まえ移築が困難である場合は、現在地での外観の見学のみでもやむを得ない。」という記載があるが、町の財政的には、歴史民俗資料館を移転できる可能性はどのくらいあるのか。
- 【事務局】この場での回答はできない。指定文化財になっていないため通常の住宅と同じ扱いになる。結構な費用がかかるとの話を聞いている。
- 【会長】我々の意見としては「移転する」ということだけははっきりしている。具体化していくためには相当時間がかかるだろう。見直しなどがこの文章には出てこない。
- 【事務局】この案は、委員の今までの意見を元にして、文化財保護審議会委員として町に報告する内容なので、町の考えはここには表れては来ない。
- 【委員】「町の財政面」云々の部分は削除して、何か他によい言葉にしてもらえれば。私の提案「喫茶店や飲食店としての活用」のように、そのぐらいまで踏み込んで提案したらどうか。
- 【委員】基本的に「外観の見学のみでもやむを得ない。」という文章は削除の方がいい。併せて、現在小学校や中学校の適正配置の見直しがなされているが、そういったところも連動させた表現にはならないか。
- 【副会長】町の財政面までを文化財保護審議会の意見として触れるというのは筋が違う。それは町当局が考えること。文化財保護という立場でものを考えるとすれば、町の財政面云々のところは削除した方がいい。
- 【委員】文化財保護審議会委員としては、町の財政云々というのは立ち入るところではないが、委員は文化財の価値だけではなく、その背景にあるものも考えなければならないのではないか。
- 【副会長】これらの意見はまとめる必要はないのではないか。両論併記という方法もある。
- 【会長】もう少し具現化し、何か前向きな文章にできないものか。
- 【委員】「貴重な建物だから残す」という文章があるが、もう少し踏み込まなければならないと思う。「町の文化財として指定できるような方向にすべきではないか」など。朽ちるのを待つのか、それとも費用をかけて町として町指定文化財に指定するようにもっていく等、そういうところまで踏み込んでいくべき。
- 【会長】我々審議会としては、そういう文章がほしいところ。
- 【事務局】疑問だが、この建物がこれまでなぜ文化財指定されなかったのか。
- 【副会長】私の知っている範囲でだが、この歴史民俗資料館を建てた昭和56年当時に担当職員だったが、県文化財保護指導委員の大沢力先生からこの建物は貴重だという報告書はいただいていた。しかし、なぜかその建物を指定文化財にしようという話にはならなかった。多分だが、指定文化財にすると、内部の改造など、利用しにくくなるので指定しなかったのではないか。
- 【会長】最終的に指定文化財に結びつけられるような方向付けをしたらどうかという文章を入れ込むということでどうか。
- 【事務局】いろいろ利用しやすいように、手を加えることをしたいがために指定しなかった。ということは、逆にそれらを取り払わないと指定できないということか。
- 【副会長】取り払って元の形に近づければ。以前、小幡先生の報告書には、指定するには元の形に復元して云々という記述があったと思う。
- 【委員】皆さんと同じで、資料館としての役割は全くないと思っているので、これ自体が文化財だということを全面に押し、どうにか残せる方向に持って行ければ。
- 【委員】もう一つ。問題をこれ以上は先送りできないと我々は受け止めたが、この文章の中にはそうした緊迫性がない。そうした文章もあってもいいのではないか。
- 【事務局】修正点を今一度確認したい。まず「財政面」のところは削除する。「民俗資料」を「歴史民俗資料」に修正。「あるべき地域へ返し」の後に、「その他の資料は、亀ノ尾の里資料館で保存活用すべきである。」と追加。「財政面」のところは、「町指定文化財としてもっていくべき」の文言を追加。問題が先送りされてきた経過、緊迫性を表すような記載を追加。
- 【委員】一番上に、「この建物は町の文化財として指定すべきである」という文言を入れたらどう

か。「外観の見学のみでもやむを得ない」の表現は外した方がいい。補足として、“学校の適正配置も見直されている昨今“等を文中で触れる。

【会長】第3回審議会の事前に修正した文章を各委員へ送付し、確認してもらうこととする

(2) 指定文化財説明板の設置場所について

《資料により事務局説明》

今年度、梵天塚古墳と木造聖観音座像の修繕を行った。来年度は、新たに説明板を1基設置したい考え。どの指定文化財へ設置したらよいか意見をいただきたい。

【副会長】北館神社「色々威胴丸」に設置されていない。県指定文化財でもあるので、ここに設置してはどうか。神社の中に額縁形式でもいい。神社の意向もあると思う。

(3) その他（情報交換等）

特になし

5 その他

(1) 『庄内町の文化財』の記述について（余目八幡神社）

《資料により事務局説明》

余目八幡神社拝殿の記述で「妻入り」とあるが、「平入り」の誤りではないかという指摘があった。この件について県博物館・文化財活用課を通し、県文化財保護審議会建造物担当委員へ確認した結果、「平入り」で間違いないという回答あった。ただ、指定当初から「妻入り」とされ、冊子作成時も十分な確認がされていること、また同様な構造の羽黒山合祭殿でも「妻入り」とされていることなどから、明確に間違いとは言い切れないのではと考えている。引き続き調査、情報収集が必要。

【委員】長年気になってしよがなかつたことを、この文章が証明してくれた。一般的に平入り、妻入りという考え方は間違いないということが分かってよかった。

(2) 次回審議会

日時：令和6年2月16日（金）13：30～15：30

場所：庄内町役場本庁舎B棟2階 入札室

内容(案)：令和5年度文化財保護関係事業報告 ほか
調査審議報告書の修正案も事前に送付する。

(3) その他

【事務局】第1回会議の会議録を、町ホームページへの公開用に要約したものを添付している。

6 閉 会 社会教育課長